

## ■ 福津市住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述会の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び8項に規定する住民監査請求に係る証拠提出及び陳述の機会並びに立会に関し必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第2条 証拠の提出は郵送によることを妨げない。その期限は陳述の日とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(陳述会の開催)

第3条 陳述会は、市の執務時間内に実施する。

2 監査委員は、あらかじめ、請求人及び関係機関に対し陳述会の当日までに要旨の提出を求めることができる。

(陳述会の公開)

第4条 陳述は、公開とする。ただし、個人のプライバシー又は企業秘密を害するおそれ、その他相当な理由があると認められる場合は、監査委員の協議により非公開とすることができる。

2 陳述会の傍聴を希望するものは、あらかじめ住所及び氏名を監査事務局に申し出なければならない。

3 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は陳述会場により定める。

(請求人の陳述)

第5条 陳述は、請求人又はその代理人あるいは代表者に行わせるものとする。

2 請求人は、代理人を選任する場合は、陳述の日までに、監査事務局に委任状を提出しなければならない。

3 監査委員は、請求人が複数の場合に限り、請求人が選出した代表者に陳述を行なわせることができる。

4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 陳述は、請求の要旨を補足する内容に限るものとする。

(関係職員等の陳述)

第6条 監査の実施において、監査委員は、関係職員等から陳述の聴取を行うものとする。

2 監査の対象となる部課等が複数の場合は、主となる部課等の関係職員等に代表して陳述を行わせることができる。

3 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

(傍聴の禁止)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

一 酒気を帯びている者

二 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

三 プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認める物品を携帯している者

四 はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者

五 その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者。

(遵守すべき事項)

第8条 請求人、立会人、傍聴人その他の者（以下「請求人等」という。）は陳述会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 私語、談論、拍手その他騒がしい行為をしないこと
- 二 飲食又は喫煙をしないこと
- 三 みだりに席を離れないこと
- 四 監査委員の指示に反する行為をしないこと
- 五 その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと

(撮影及び録音)

第9条 請求人等は、陳述会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、監査委員が許可した場合は、この限りではない。

2 監査事務局は陳述の内容を証拠として記録するため、録音することができる。

(監査委員の指示)

第10条 監査委員は、この基準に定めるもののほか、陳述会場の秩序を維持するために必要な指示を行うことができる。

(違反に対する処置)

第11条 請求人等が、この基準及び前条の監査委員の指示に違反するときは、監査委員はこれを制止し、その命令に従わないときこれらの者に退場を命ずることができる。

(その他)

第12条 この基準に定めない事項及びこれによりがたい場合については、監査委員の協議により別途定めるものとする。

附則

この基準は平成24年2月8日から施行する。

附則

この基準は令和6年10月1日から施行する。